

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成23年10月20日(2011.10.20)

【公開番号】特開2011-143050(P2011-143050A)
 【公開日】平成23年7月28日(2011.7.28)
 【年通号数】公開・登録公報2011-030
 【出願番号】特願2010-5728(P2010-5728)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月5日(2011.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体の遊技者側に設けられ、遊技者の操作を受け付ける操作受付部と、前記操作受付部が操作されたことを検出する操作検出部と、前記本体の前記遊技者側に設けられた前記操作受付部の位置より奥側位置に設けられ、前記操作検出部の検出結果に基づいて表示を変化させる表示部と、を有する遊技台であって、

前記表示部の周辺を装飾する第1の装飾部と、

前記第1の装飾部とは別体で構成され、前記操作受付部の周辺を装飾する第2の装飾部と、を備え、

前記第1の装飾部が、第1の樹脂シート、および遊技者が触れることが可能であって該第1の樹脂シートを遊技者から視認可能に覆う第1の透明カバーを含んで構成され、前記表示部の表示機能を示す第1の文字列、および前記操作受付部の操作受け付けに対応する機能の作動について示す第2の文字列を表示したものであって、

前記第2の装飾部は、第2の樹脂シート、および遊技者が触れることが可能であって該第2の樹脂シートを遊技者から視認可能に覆う第2の透明カバーを含んで構成されたものであり、

前記第1の透明カバーが、垂直姿勢から奥側に所定角度倒れ込んだ斜めの姿勢で固定されたものであって、

前記第1の樹脂シートが、垂直姿勢から前記所定角度よりもさらに奥側に倒れ込んだ斜めの姿勢で固定され、該第1の透明カバーから上方に向かうにつれて離れたものであることを特徴とする遊技台。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記目的を解決する本発明の遊技台は、本体の遊技者側に設けられ、遊技者の操作を受け付ける操作受付部と、

前記操作受付部が操作されたことを検出する操作検出部と、

前記本体の前記遊技者側に設けられた前記操作受付部の位置より奥側位置に設けられ、前記操作検出部の検出結果に基づいて表示を変化させる表示部と、
を有する遊技台であって、

前記表示部の周辺を装飾する第1の装飾部と、

前記第1の装飾部とは別体で構成され、前記操作受付部の周辺を装飾する第2の装飾部と、を備え、

前記第1の装飾部が、第1の樹脂シート、および遊技者が触れることが可能であって該第1の樹脂シートを遊技者から視認可能に覆う第1の透明カバーを含んで構成され、前記表示部の表示機能を示す第1の文字列、および前記操作受付部の操作受け付けに対応する機能の作動について示す第2の文字列を表示したものであって、

前記第2の装飾部は、第2の樹脂シート、および遊技者が触れることが可能であって該第2の樹脂シートを遊技者から視認可能に覆う第2の透明カバーを含んで構成されたものであり、

前記第1の透明カバーが、垂直姿勢から奥側に所定角度倒れ込んだ斜めの姿勢で固定されたものであって、

前記第1の樹脂シートが、垂直姿勢から前記所定角度よりもさらに奥側に倒れ込んだ斜めの姿勢で固定され、該第1の透明カバーから上方に向かうにつれて離れたものであることを特徴とする。